

医療法人相生会 公的研究費の管理・監査 基本方針

2021年8月1日
医療法人相生会 理事長

この基本方針は、医療法人相生会(以下、当法人)に配分される公的研究費について、不正使用を防止し、適正な管理・監査を行うために必要となる事項を定めるものである。

1. 責任体系の明確化

- (1) 当法人を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者(以下、「最高管理責任者」という。)は、理事長とする。

最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知し、それらを実施するために必要な措置を講じる。

- (2) 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について法人全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者(以下、「統括管理責任者」という。)は、臨床疫学研究センター長とする。

統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、法人全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

- (3) 公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者(以下、「コンプライアンス推進責任者」という。)は、管理本部総務部責任者とする。

コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、1) 法人内における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告する。2) 不正防止を図るため、当法人の公的研究費の運営・管理に係る研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者(以下「関連構成員」という。)に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。3) 不正防止に向けた意識の向上と浸透を図るため、当法人の全ての構成員に対し、定期的に啓発活動を行う。4) 法人内において、関連構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等を必要に応じてモニタリングし、改善を指導する。

2. ルールの明確化・統一化

最高管理責任者は、公的研究費の事務処理手続に関するルールを明確にし、関連構成員に周知する。また、必要に応じてルールの見直しを行う。

3. 職務権限の明確化

最高管理責任者は、関連構成員の権限と責任について、業務の分担の実態と乖離が生じないよう、適切な職務分掌を定める。また、各段階の関係者の職務権限を明確化し、職務権限に応じた決済手続きを定める。

4. 関連構成員の意識向上

- (1) コンプライアンス推進責任者は、全ての関連構成員に対し、ルールや規則等に関するコンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度について把握する。
- (2) 全ての関連構成員は当法人のルールや規則に遵守する旨、不正を行わない旨、不正を行った際は定められた処分および法的な責任を負担する旨を理解し、誓約書を最高管理責任者に提出する。
- (3) 最高管理責任者は、全ての関連構成員に対する行動規範を策定する。
- (4) コンプライアンス推進責任者は、不正を起こさせない組織風土形成のために、当法人の全ての構成員に対し、定期的に啓発活動を行う

5. 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

- (1) 最高管理責任者は、法人内外からの告発等を受け付ける窓口を管理本部総務部に設置し、法人内外に公表する。
- (2) 最高管理責任者は、不正に係る調査の体制・手続きを明確に示した規程等を定める。規程には、ア)告発等の取り扱い、イ)調査委員会の設置及び調査、ウ)調査中における一時執行停止、エ)認定、オ)配分機関への報告及び調査への協力等、を含める。
- (3) 調査の結果不正を認定した場合は、速やかに調査結果を公表するとともに、再発防止策を講じ関連構成員に周知する。
- (4) 懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等は、当法人就業規則等による。

6. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

最高管理責任者は、直轄に不正防止計画の推進を担当する者(以下、「防止計画推進担当」という。)を置き、不正を発生させる要因を把握し、法人全体の状況を体系的に整理評価し、具体的な再発防止計画を策定させる。

7. 公的研究費の適正な運営・管理活動

- (1) コンプライアンス推進責任者は、予算の執行状況を検証し、実態との乖離がないか確認する。予算執行が計画より著しく遅れている場合は、改善策を講じる。
- (2) 予算の執行を行う者は、発注段階で支出財源の特定を行う。
- (3) 最高管理責任者は、関連構成員と業者の癒着を防止する措置を講じる。不正な取引に関与した業者への処分方針を定め、当法人の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知し、取引実績や当法人におけるリスク要因・実効性等を考慮したうえで、誓約書の提出を求める。
- (4) 研究者は、当法人の規程等に基づき発注・検収業務を行う。
- (5) 最高管理責任者は、発注・検収業務が当事者以外にチェックされていることを確認する。

8. 情報発信・共有化の推進

- (1) 最高管理責任者は、公的資金の使用に関するルール等について、法人内外からの相談を受け付ける窓口を管理本部総務部に設置する。
- (2) 最高管理責任者は、当法人の公的資金の不正防止の取り組みを明記した本基本方針を、ホームページにて公表する。

9. モニタリング及び監査

- (1) コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理状況を確認するため、必要に応じてモニタリングを実施する。
- (2) 最高管理責任者は、内部監査担当者を指名し、会計書類の形式的要件等が具備されているかを含め、財務情報をチェックさせる。内部監査担当者は内部監査規程に基づき監査を行い、監査報告書を最高管理責任者に提出する。